

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	92 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	83 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立人の45年4月から46年3月までの期間、48年11月及び同年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和48年11月及び同年12月

私は、A市B区役所において、国民年金の加入手続をした際に、職員から「今まで納めなかった期間の昭和36年の最初からの保険料をさかのぼって納付していただきます。」と言われました。私は、保険料の合計額が5,000円程度になるように何枚かの納付書を作成してもらい、2、3か月ごとに、さかのぼって納付しました。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①は未納となっていますので、納付に訂正してほしいと思います。

また、所持している領収書を見ますと、申立期間②の保険料を昭和45年12月15日と47年5月31日の2度も納付しており、さらに、申立期間③の保険料を48年10月16日に納付しましたが、この期間は厚生年金保険の加入期間でした。よって、申立期間②及び③の保険料を還付してほしいと思います。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、昭和45年12月15日ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続をし、36年4月1日にさかのぼって資格取得していることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出

簿及び申立人が所持する国民年金手帳から確認できる上、加入手続を行ったころは第1回特例納付の実施時期であり、保険料をさかのぼって納付することができた時期である。

また、申立人は5,000円程度ずつ納付書を作成してもらい、2、3か月ごとにさかのぼって納付したとしているが、申立期間直後の昭和40年4月から44年3月までを第1回特例納付実施期間中の47年5月31日に、5,000円程度の納付書4枚を使い納付していることが申立人が所持している領収書において確認できることから、申立期間①もこれと同時又はこれより先に特例納付により納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間①を除いて未納の期間が無く、加えて、社会保険庁の記録には、加入日である昭和45年12月15日に納付した申立期間②の保険料が記録されていないなどの記録の不備が散見される。

申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記録欄」に、昭和45年12月15日にA市B区役所で保険料の納付及び検認の記載が有り、納付の事実が確認できるが、同期間の保険料を47年5月31日付けで納付した領収書及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）も存在し、45年12月15日及び47年5月31日の2度にわたり保険料を納付している。しかし、社会保険事務所の記録（電算）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には還付された形跡が無い。

申立期間③については、昭和48年10月16日に銀行で納付した領収書が有り、納付の事実は確認できるが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には記録されておらず、また、この期間は厚生年金保険の加入期間であることから、国民年金保険料は還付されるべきであるものの、社会保険事務所の記録（電算）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には還付された形跡が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立人は、45年4月から46年3月までの期間、48年11月及び同年12月の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は申立期間当時、A市にある妻の実家に居住しており、国民年金保険料は私と妻の二人分を妻が、主にB銀行C支店において毎月きちんと納付していた。それにもかかわらず、申立期間の丸々1年分の記録が欠落しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年の国民年金手帳記号番号の払出し以後は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間も12か月と比較的短期間である。

また、申立期間以後、厚生年金保険と国民年金の切替えの手続も適切に行われている。

さらに、申立人は、60歳到達前の約3年間は保険料を前納しており、申立人の妻は、満額に近づけるため60歳以後も任意加入し、付加保険料とともに前納しているなど、夫婦の納付意識は高いと考えられる。

加えて、申立期間の前後の期間が納付済みであり、申立期間中、生活上に大きな変化は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。昭和 58 年度及び 59 年度の保険料を前納しており、60 年度のみ 1 年間未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立期間直前の昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金保険料が前納されている。

また、申立人は、昭和 54 年度の 1 年間及び昭和 61 年 4 月から厚生年金保険被保険者となる前の 63 年 9 月までの期間について申請免除を受けているが、54 年度に申請免除を受けた後に 55 年度から 59 年度までの保険料を完納しているなど、保険料を可能な限り納付しようとしていた意識があったと考えられるほか、免除申請手続も適切に行われている。

さらに、申立人は、申立期間中に転居をしているが、住宅の建て替えに伴う同一敷地内の転居であり、ほかに申立期間中に生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、年に 3～4 回、役所の人が自宅集金に来ていて、両親と自分と妻の 4 人分の保険料を何回か納付した。ほとんどは父が納付していたが、父が留守の時には自分が納付した記憶もある。納付金額は 4 人分で 7～8 千円ぐらいだったと思う。

申立期間②については、同時に納付していた妻や父母が納付済みとされているのに、自分だけが未納になっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、一緒に納付していたとする申立人の父母及び妻は国民年金保険料を納付した記録があり、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、当該期間の前後を通じて申立人及びその妻の納付日は、ほぼ同一であることが確認でき、生活状況に関しても仕事や住所の変更等といった大きな変化は認められない。

一方、申立期間①については、申立期間は 132 か月と長期間であり、申立人は、「当該期間のうち、昭和 43 年 6 月ごろまでは、住民票を異動せずに、単身赴任しており、自分は国民年金の加入手続や保険料の納付をしていない。その間、A 町に居住していた両親が、自分の代わりに納付していた旨の話も特に聞いていない。」と話している。

また、申立人は B 市における加入手続や保険料の納付に関しては直接関与しておらず、家族 4 人分の保険料を主に納付していたとする父親は既に

死亡しているため、当時の詳しい状況は不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、手帳記号番号の払出しが昭和 51 年 12 月 24 日であることが確認できることから、払出しの時点では当該期間の大部分は時効が到来しているか、過年度における納付になるため、B市の国民年金協力員による自宅集金という手段で納付することはできない。

加えて、特例納付の機会があったが、申立人は「未納との認識がなかったため過年度分を一括して納付したことはない。」と主張しているほか、申立人が国民年金保険料を納付していたとする関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から48年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私はA町に住所を異動したとき、さかのぼって国民年金に加入した。その時、未納分として1万円ぐらいを納入した。その後、納められなかった分が納められるようになったと役場の人に勧められて、昭和53年ごろに未納になっている分として24万円ぐらいを、役場から来た納付書で私がB郵便局に納めたのを覚えている。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく納めたはずなので、この期間が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A町役場の職員から特例納付を勧められ、役場から送付された納付書でB郵便局に納付したことを記憶しており、A町役場での特例納付に係る事務処理方法と一致する。

また、申立人が納付したとする時期は、特例納付の実施期間中で未納分の一括納付が可能であり、納付したとする金額は、未納分を一括して納付した場合の金額と一致する。

さらに、申立人は、昭和51年1月にA町に転入した際、45年1月13日までさかのぼって国民年金に加入しているが、当時、納付可能であった未納期間を過年度納付しており、かつ、申立期間以外に未納期間が無いなど納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人が納付した際の状況について、申立人の妻から「夫は職人なので、将来のことを考え未納分を納めたほうがいと夫に話した。夫

は未納になっていた5年分を全部納めたので未納は無いと話していた。」との証言が得られ、申立人が納付したとする年数と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

国民年金の納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和38年4月から40年3月までの2年間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

税金や国民年金保険料は納税組合に一括して納付していたはずであり、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間317か月のうち、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和38年1月18日に払い出されているが、申立期間前である昭和36年度の保険料を38年2月1日に、37年度の保険料を38年4月10日にそれぞれ一括で納付し、かつ、申立期間後の保険料についても、納付日が確認できる45年度までは、すべて納付期限内に納付しているなど納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が保険料を納付したとする納税組合について、A市(旧B町)に確認したところ、「申立人の住所地には、納税組合があり、C納税組合と称していた。この納税組合の設立年月日は昭和27年である。」との回答を得ており、申立人が所持する昭和37年度の国民年金保険料領収証には、領収者の氏名とともにC納税組合を示す記載が確認できることから、当該組合が申立期間当時、申立人に係る国民年金保険料の収納を行っていたことが推認される。

加えて、申立人は「昭和 35 年に父の後を継ぎ、家業に従事しており、事務所も自宅も移転をしたことがない。申立期間当時、経済的に困ったことはない。」と供述していることから、申立期間の前後を通じて、住所や仕事等生活状況に大きな変化が認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月及び同年2月
② 昭和47年12月から48年2月まで
③ 昭和49年2月から50年3月まで

父親から、勤めた後は必ず国民年金に加入して納めるように言われており、ほかの期間はすべて納付しているため、納め忘れがあるとは思えない。勤め先は毎年同じような時期に退社しているが、納付書は毎年送られてきており、国民年金に加入し保険料も納付しているはずである。

社会保険事務所に調査申出のため何度も足を運んだが、一部判明していない期間があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き保険料はすべて納付済みとなっており、納付意識が高いことがうかがわれる。

申立期間③については、昭和49年2月21日に国民年金の資格を取得していながら、納付意識の高い申立人が同月分からの保険料を納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、同一事業所で短期間の就職及び離職を繰り返しているが、A町（現在は、B市）及びC市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）並びに申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人はその都度、国民年金の資格取得及び喪失の届出を行ってはいなかったことが確認できるところ、C市が保管する上記名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）でも、資格を取得した事跡が無く、この点は社会保険庁のオンライン記録と

も一致していることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人が、保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は毎月銀行で納付していたと主張しているが、申立期間当時の納付方法（申立期間①当時は印紙検認方式、同②当時は3か月納付）とは相違している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
国民年金保険料については、妻が病気であったことから、私が、妻の分と一緒に納付していた。
しかし、申立期間については、妻の分は納付記録があるのに私の記録がないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付し、特に8年3か月に及ぶ免除期間のすべてについて追納しており、納付意識は高い。

また、申立人は、妻が病気であったことから、申立人が妻の分と一緒に納付していたと主張しているところ、4回にわたる免除期間の追納日はいずれも夫婦同一日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人については、昭和39年10月から40年3月までの保険料を49年10月3日に、41年4月から42年3月までの保険料を50年4月1日に、42年4月から同年12月までの保険料を50年7月31日に特例納付（第2回）していることが確認でき、申立人の妻については、申立期間を含む36年4月から39年9月までの期間及び41年4月から42年12月までの期間の保険料を50年11月20日に特例納付（第2回）していることが確認できることから、申立期間について、申立人のみが特例納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年2月まで

申立期間当時は、従兄の仕事を手伝っており、その家で世話になっていた。健康保険もその家の被扶養者として加入していたので、国民年金の加入手続や保険料の納付もしてくれていたと思う。

当時は、国民年金についての認識も無く、すべてにおいて不明であるが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和45年3月6日に夫婦連番で払い出され、42年6月1日にさかのぼって資格を取得していることが確認できる。

また、上記名簿では、保険料の納付記録がある期間については、夫婦同一日に納付している記録となっており、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推察されるところ、申立人の申立期間の一部（昭和44年12月から45年2月まで）については、妻の保険料のみが納付済みとなっており、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和42年6月から44年11月までの期間については、その一部は時効により保険料を納付することができない上、申立人の妻は未加入の期間である。

また、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとするB町（現在は、C市）に居住していた従兄は既に死亡しており、加入状況等を聴取することができない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、120万円、130万1,000円及び119万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は120万円、申立期間②は130万1,000円、申立期間③は119万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、76万5,000円、83万1,000円及び77万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は76万5,000円、申立期間②は83万1,000円、申立期間③は77万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、74万3,000円、80万7,000円及び75万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は74万3,000円、申立期間②は80万7,000円、申立期間③は75万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、22万5,000円、41万9,000円及び38万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は41万9,000円、申立期間③は38万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、104万7,000円、113万5,000円及び106万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は104万7,000円、申立期間②は113万5,000円、申立期間③は106万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、78万4,000円、85万1,000円及び79万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は78万4,000円、申立期間②は85万1,000円、申立期間③は79万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、54万4,000円、59万2,000円及び55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は54万4,000円、申立期間②は59万2,000円、申立期間③は55万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、51万2,000円、55万8,000円及び51万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は51万2,000円、申立期間②は55万8,000円、申立期間③は51万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、40万8,000円、43万8,000円及び40万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万8,000円、申立期間②は43万8,000円、申立期間③は40万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、42万円、45万2,000円及び41万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②は45万2,000円、申立期間③は41万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、41万6,000円、45万9,000円及び42万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は41万6,000円、申立期間②は45万9,000円、申立期間③は42万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、40万2,000円、43万9,000円及び41万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万2,000円、申立期間②は43万9,000円、申立期間③は41万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、33万8,000円、36万9,000円及び34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万8,000円、申立期間②は36万9,000円、申立期間③は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、34万8,000円、37万3,000円及び34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万8,000円、申立期間②は37万3,000円、申立期間③は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、36万3,000円、40万2,000円及び37万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は36万3,000円、申立期間②は40万2,000円、申立期間③は37万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、31万5,000円、34万3,000円及び32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は31万5,000円、申立期間②は34万3,000円、申立期間③は32万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、34万4,000円、37万6,000円及び35万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万4,000円、申立期間②は37万6,000円、申立期間③は35万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、34万1,000円、37万2,000円及び34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は37万2,000円、申立期間③は34万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万7,000円、32万4,000円及び29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万7,000円、申立期間②は32万4,000円、申立期間③は29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万8,000円、32万5,000円及び30万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万8,000円、申立期間②は32万5,000円、申立期間③は30万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、30万9,000円及び28万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は30万9,000円、申立期間③は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、27万7,000円、30万2,000円及び28万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は27万7,000円、申立期間②は30万2,000円、申立期間③は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、26万9,000円、29万4,000円及び27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万9,000円、申立期間②は29万4,000円、申立期間③は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、26万9,000円、29万4,000円及び27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万9,000円、申立期間②は29万4,000円、申立期間③は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、33万3,000円、36万3,000円及び33万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万3,000円、申立期間②は36万3,000円、申立期間③は33万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万7,000円、32万4,000円及び29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万7,000円、申立期間②は32万4,000円、申立期間③は29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万7,000円、32万4,000円及び29万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万7,000円、申立期間②は32万4,000円、申立期間③は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、13万5,000円、15万8,000円及び33万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万5,000円、申立期間②は15万8,000円、申立期間③は33万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、13万4,000円、15万6,000円及び13万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万4,000円、申立期間②は15万6,000円、申立期間③は13万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、46万円、49万2,000円及び46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は46万円、申立期間②は49万2,000円、申立期間③は46万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、40万2,000円、44万5,000円及び40万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万2,000円、申立期間②は44万5,000円、申立期間③は40万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、33万3,000円、36万3,000円及び34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万3,000円、申立期間②は36万3,000円、申立期間③は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、7万9,000円、15万5,000円及び13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万9,000円、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は13万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、7万9,000円、15万5,000円及び13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万9,000円、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は13万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、3万7,000円、15万5,000円及び12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万7,000円、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、42万円、45万8,000円及び42万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②は45万8,000円、申立期間③は42万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、12万1,000円、39万7,000円及び37万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万1,000円、申立期間②は39万7,000円、申立期間③は37万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、26万4,000円、28万8,000円及び26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万4,000円、申立期間②は28万8,000円、申立期間③は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、35万3,000円、38万6,000円及び34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万3,000円、申立期間②は38万6,000円、申立期間③は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、33万3,000円、36万3,000円及び34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万3,000円、申立期間②は36万3,000円、申立期間③は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、14万3,000円、16万7,000円及び14万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万3,000円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③は14万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、13万円、16万円及び27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万円、申立期間②は16万円、申立期間③は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、7万9,000円、15万5,000円及び13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万9,000円、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は13万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、38万2,000円、42万4,000円及び38万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は38万2,000円、申立期間②は42万4,000円、申立期間③は38万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、41万7,000円、45万5,000円及び41万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は41万7,000円、申立期間②は45万5,000円、申立期間③は41万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、21万4,000円、39万円及び36万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は39万円、申立期間③は36万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、44万6,000円、48万5,000円及び45万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は44万6,000円、申立期間②は48万5,000円、申立期間③は45万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、28万7,000円、31万4,000円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万7,000円、申立期間②は31万4,000円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、30万8,000円、33万6,000円及び31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万8,000円、申立期間②は33万6,000円、申立期間③は31万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、29万3,000円、32万円及び29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、8万1,000円、15万9,000円及び13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万1,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、7万4,000円、14万5,000円及び12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万4,000円、申立期間②は14万5,000円、申立期間③は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、34万6,000円、37万7,000円及び35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万6,000円、申立期間②は37万7,000円、申立期間③は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、44万5,000円、48万5,000円及び45万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は44万5,000円、申立期間②は48万5,000円、申立期間③は45万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、34万6,000円、37万7,000円及び35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万6,000円、申立期間②は37万7,000円、申立期間③は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、75万6,000円、82万2,000円及び76万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は75万6,000円、申立期間②は82万2,000円、申立期間③は76万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、3万2,000円及び45万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年6月30日

平成17年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万2,000円、申立期間②は45万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、12万9,000円及び13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年6月30日

平成17年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は13万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、9万3,000円及び13万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年6月30日

平成17年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は13万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、9万6,000円及び13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年6月30日

平成17年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万6,000円、申立期間②は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額をそれぞれ、14万9,000円及び13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年6月30日

平成17年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万9,000円、申立期間②は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年6月30日の標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

平成18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、14万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年6月30日の標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

平成18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、9万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年6月30日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

平成18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、19万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年6月30日の標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

平成18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成18年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、24万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日及び同年12月10日の標準賞与額をそれぞれ、32万1,000円及び35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日

平成17年6月30日及び同年12月10日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日及び同年12月10日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は32万1,000円、申立期間②は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日及び同年12月10日の標準賞与額をそれぞれ、8万円及び15万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日

平成17年6月30日及び同年12月10日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日及び同年12月10日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万円、申立期間②は15万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

平成17年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日の標準賞与額を7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

平成17年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日に、A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年11月12日に、資格喪失日に係る記録を34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月12日から34年7月1日まで

私は、昭和28年4月25日にA社の臨時職員として採用され、以後28年8月20日から34年8月13日までは継続してA社B事業所に勤務した。この間、社会保険事務所の記録では、31年8月1日（取得日）から33年11月12日（喪失日）まではA社C事業所、34年7月1日（取得日）から同年8月14日（喪失日）まではA社D事業所が、それぞれ事業主である厚生年金保険被保険者期間とされている。しかし、申立期間も継続してA社B事業所に勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の履歴書及びA社担当部署が保管する「人事記録」並びに元同僚の証言から判断すると、申立期間についてA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び申立人と同様にA社B事業所に勤務していた複数の元同僚は、申立期間における申立人の勤務形態、業務内容に変更は無く継続して勤務していたことを証言しており、これら複数の元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「人事記録」の給与額から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年11月から34年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月10日から36年11月5日まで

私は、昭和35年5月10日にA社の船舶Cに乗船し、1年半わたり操業した。その後、36年11月に同年12月から社命を受け、船舶Dに転船して操業を続けながら待機中の母船「船舶E」に向かった。船舶Dと船舶Eに乗船した期間の船員保険の記録は有るが、船舶Cの船員保険期間が欠落している。手持ちの船員手帳にも記録が有るので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載及び所轄行政庁が保管する資料により、申立人が申立期間にA社の所有する船舶に乗っていたものと認められる。

また、申立期間前の数回にわたる漁においてもA社の船員保険加入が有り、被保険者期間は船員手帳の記載とおおむね一致し、申立期間後の同社の子会社での乗船期間も船員保険に加入しており、被保険者期間は船員手帳の記載とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間については、船長等はすべて船員保険に加入していたことが確認できる。

これらの事情やA社の別の船団の元船団長による詳細な証言から判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 11 月の社会保険庁の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

A社から昭和47年7月31日に退職している証明書をもらい、C町役場で国民年金の加入手続をしました。その際、退職証明書を見た役場の職員から、加入の日が翌日の8月1日になる旨の説明を受けました。ところが、厚生年金保険の記録では同年7月の加入記録がありません。資格喪失日が1日違うだけで、厚生年金保険の加入期間が1か月も異なることに納得がいかないため、資格喪失日を同年8月1日にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の発令書から判断すると、申立人がA社B事業所に昭和47年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は、「申立てどおりの届出は行っておらず、保険料の納付も行っていない。」と回答しており、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年7月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで
A社B支店に勤務した昭和43年4月の厚生年金保険加入期間が抜けている。42年4月入社、現在も在職中なので、43年4月分が抜けていることはあり得ない。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事個人票、C国民健康保険組合から提出された加入期間の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は昭和42年4月1日からA社に継続して勤務し（43年4月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月7日から同年5月1日まで
年金記録を確認したところ、平成9年1月7日から同年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。

A社に平成9年1月7日に入社し、申立期間の保険料控除が確認できる給料支払明細書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、事業主作成の賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成9年1月7日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日について、平成9年1月7日として届け出るべきところを同年5月1日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を22万円に、申立期間②及び③の標準報酬月額に係る記録を24万円にそれぞれ訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から10年10月1日まで
② 平成12年10月1日から13年1月1日まで
③ 平成13年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額について社会保険事務所に照会したところ、給与から控除された厚生年金保険料に対して、社会保険庁の記録の標準報酬月額が低いことが分かった。

給料明細に保険料控除額が記載されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細によると、申立人は、申立期間①については標準報酬月額22万円、申立期間②及び③については標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に休業（全喪）しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月26日から5年8月31日まで

社会保険事務所の被保険者記録では、A社に勤務していた平成3年12月26日から5年8月31日までの標準報酬月額が著しく低い金額であった。雇用保険の記録等から在職当時月額50万円の給与をもらっていたことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する雇用保険受給資格者証、平成5年6月29日に管轄社会保険事務所が発行したと思われる被保険者記録照会回答票、及びA社が税務署に提出した「役員報酬手当等の内訳書」から判断すると、申立人は申立期間において50万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する50万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年8月31日）の後の同年10月7日付けで、4年4月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を8万円に、7年3月3日付けで、3年12月26日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を8万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、船舶Aの船舶所有者B（以下「事業主」という。）における申立人の資格取得日に係る記録を昭和32年11月23日に、資格喪失日に係る記録を33年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月23日から33年1月7日まで

私は、申立期間当時、船舶Aに甲板員として乗船していた。この期間は、船員手帳に雇入及び雇止の記録があるのに、船員保険に加入していないのは納得できない。この期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び一緒に乗船していた船長等の証言により、申立人が申立期間において甲板員として事業主が所有する船舶Aに乗船し、事業主に雇用されていたことが確認できる。

また、申立人が船舶Aに乗船した期間において、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により、一緒に乗船した20名が事業主に雇用され船員保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

さらに、一緒に乗船した船長及び4人の同僚から、「同じ漁に行ったのであれば、一部の人だけが船員保険に入らないということはない。」との証言があり、船長から、「雇入をしたときは船主に報告しているので船員保険に入っているはずだ。」との証言が得られた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿に記載されている甲板員である同僚の昭和 32 年 11 月の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和 33 年 8 月 30 日に全喪しており不明としているが、申立期間の船員保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から43年12月まで
私が、20歳になった時から配偶者と暮らし始めた時までの申立期間については、母が、国民年金の加入手続をし、200円から300円ぐらいの保険料を地区の徴収員に納付していたと思う。領収書の記憶もあるので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を、母が、母の加入と一緒にしたとしているが、申立人の母については、昭和41年8月16日に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年同月分から保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金加入は、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、結婚後の44年5月30日に任意加入した記録が最初であり、ほかに申立人の旧姓又は結婚後の姓での未統合の記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する納付組織は既に解散していることに加え、B町（現在は、A市）から委嘱されていた保険料徴収員も既に亡くなっていることから、納付等の事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明であり、ほかに、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年1月までの期間及び52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から44年1月まで
② 昭和52年4月

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。

国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母親が行ってくれたのか、自分で行ったのか覚えていないが、昭和41年当時の保険料は1か月400円ぐらいでなかったかと思う。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付について、記憶が定かでないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月24日に払い出されたことが確認できることから、このころ加入手続がなされたと推測され、この時点では申立期間①の一部は時効により納付できない期間である。

このほか、申立期間②の前後は、厚生年金保険の加入期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、社会保険事務所に国民年金の保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。夫は納付済みになっているが、夫一人分の保険料のみ払うはずはない。自営業であり、夫が保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されており、国民年金への加入手続はこの前後に行われたものと考えられる。

また、申立人の夫が保管する自営業収支計算書には、昭和50年11月に9,900円の保険料を納付した記載があり、A市が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、当該9,900円は申立人の50年4月から同年9月までの国民年金保険料及び申立人の夫の同年7月から同年9月までの国民年金保険料であることが確認できる。

さらに、上記計算書には、昭和50年12月に129,600円の保険料を納付した記載があり、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、当該129,600円は申立人の36年4月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付されたものであることが確認できる。

加えて、上記計算書とA市が保管する国民年金被保険者名簿から、昭和50年10月から55年6月までの国民年金保険料については夫婦同一月に納付されたことが確認できるほか、第3回特例納付が実施された53年7月から55年6月までの期間に、申立期間の保険料が納付された形跡は無いことから、申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和51年4月から54年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。妻の51年12月から平成4年6月までの国民年金保険料が納付済みであるのに、私の国民年金保険料が納付されていないはずはない。

当時は、自宅に集金人が来ており、紙台帳に押印し、日付を記入の上、納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年12月に払い出されていることから、その時点では申立期間の一部は時効の到来により保険料を納付できない期間であり、一方、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿では、被保険者の資格取得日が厚生年金保険被保険者であった昭和51年4月30日と記載されているものの、申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の保険料について、過年度における納付又は特例納付により納付された形跡は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで
社会保険事務所に年金記録について照会したところ、平成4年4月から6年3月は未納であるとの回答をもらった。
平成5年4月から奨励金を受け、経済的に余裕ができたので、同年6月から7月ごろA市B区役所の窓口で、前年度までさかのぼって2年分の国民年金保険料を納付したと記憶している。自分の記憶と現在の年金記録は全く異なっており、この期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁のオンライン化に伴い「払出簿」が作成されなくなったことから特定できないものの、申立人より前に払い出されている番号は、平成6年12月に20歳到達による資格取得した者の番号となっていることから、それ以降の時期と推測される上、A市が保管している国民年金被保険者名簿（電算記録）から、申立人が加入手続を行ったのは7年1月17日ごろと確認でき、申立期間のうち、4年4月から同年12月までは時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「平成5年6月か7月ごろ、A市B区役所の窓口で、前年度までさかのぼって2年分を納付した。」と主張しているが、A市及び同区役所の窓口では過年度保険料の収納は行っておらず、納付することはできない。

加えて、申立期間や保険料の納付状況等の申立内容が度々変更されるな

ど、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である。

このほか、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年10月まで

昭和49年11月に会社を退職し、再就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、すぐに国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。年金手帳はもらわなかったが、白いカップで保険料を納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人が最初に国民年金に加入したのは、昭和53年9月8日の任意加入であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 59 年に会社を退職し、市役所へ国民年金の加入について相談に行ったところ、厚生年金保険を 25 年掛けているので加入しなくてもよいと言われた。

その後、友人から国民年金を掛けていないと障害年金が出ないことを教えられ加入した。

保険料は、自分が妻の分と一緒に納付していたと思う。妻の保険料は納付されているので自分のも納付されているはずである。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金への加入手続は平成 3 年 8 月 22 日に行われ、その際、昭和 61 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得した処理がなされたものと推認されることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の長男（昭和 39 年生）と連番で払い出されているが、長男の保険料も申立期間については未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 31 日までの期間と同年 12 月 1 日から 45 年 7 月 31 日までの期間の 2 度勤務したが、社会保険事務所の回答では、最初の期間の厚生年金保険加入期間が 44 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日までとなっていた。

昭和 44 年 5 月 1 日交付の失業保険被保険者証があるので、この日以前から勤務したことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所における申立期間当時の雇用保険加入記録は、昭和 44 年 5 月 1 日取得、同年 5 月 30 日離職となっており、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、申立人と同日に当該事業所に入社したとする同僚は、申立人と同日の昭和 44 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者原票を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間当時の複数の同僚は申立人の勤務期間等を記憶していない上、当該事業所は既に解散し申立期間当時の事業主も亡くなっており、清算人も申立期間当時の資料が無いため申立人の在籍期間等には回答できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 48 年 2 月まで

申立期間①はA事業所に勤務していた期間、申立期間②はB事業所に勤務していた期間であるが、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていないため、加入記録が無いと社会保険事務所から回答を得た。共にC市内の事業所であり、健康保険証の交付を受けていたし、給料から健康保険厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。給料明細書等は無いが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、両事業所ともに社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は両事業所での同僚の氏名を記憶していないため、証言を得ることができない。

申立期間①に係る事業所は現存しておらず、また、申立人は事業主の氏名を記憶していないなど、当該事業所を特定することができないため、申立期間当時の雇用や厚生年金保険料控除等の事実を確認することはできない。

申立期間②において、申立人がB事業所に勤務していた時期があったことは申立期間当時の事業主の家族の証言により推認できるが、当該事業所は既に廃業し、事業主も亡くなっているため、事業主による厚生年金保険料控除等の事実を確認できない。また、雇用保険の加入記録も当該事業所

の記録として特定できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 10 日から同年 12 月 20 日まで
昭和 36 年 3 月に中学校を卒業し、船舶所有者 A の船舶 B に乗っていた期間について、船員保険被保険者の加入記録が無いと社会保険事務所から回答を得た。同時期に船舶所有者 A の船舶 C に乗っていた父親は被保険者記録が確認できる。給与明細書等はないが、船員手帳に記載されているとおり船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった船員手帳から、申立人が申立期間において、船舶所有者 A が所有する船舶に乗っていたことは確認できる。

しかし、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料がない。

また、船舶所有者 A は既に亡くなっており、昭和 48 年 3 月 30 日に事業を廃止していることから、当時の船員保険料控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間に係る当該船舶の船員保険被保険者名簿において、昭和 36 年 12 月 20 日資格取得とする記録以外に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人が述べている同僚のうち、ほぼ同時期に船員となった 2 人の船員保険被保険者記録は、申立人と同日付けで資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで A 市内の B 社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

当時、健康保険には加入していた記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、B 社（その後、C 社に変更。）の厚生年金保険の適用は、昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 5 日までとなっており、その後、52 年 5 月 1 日に再適用になるまで当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、D 健康保険組合 E 支部の記録から、申立人が昭和 39 年 2 月 17 日から 41 年 5 月 1 日まで、同組合において健康保険に加入していたことが確認できるが、C 社の元代表取締役は、申立期間当時は健康保険にのみ加入し、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしている。

加えて、申立人の元同僚は、申立期間当時、B 社が厚生年金保険の適用事業所であったかどうか分からないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年から23年まで

私は、申立期間、A事業所に事務員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入期間は無いとのことだった。申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

共済組合B県支部の回答から、申立人は、申立期間のうち昭和20年10月22日から21年12月19日まで、B県A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該支部では、「当該期間における申立人の職名は昭和24年10月1日から旧国家公務員共済組合法が適用になったことから、申立人は同法の対象外である。」としている。

また、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は、昭和28年11月1日である。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、加えて、申立人は同僚の名前を覚えておらず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 9 日まで
② 昭和 33 年 11 月 14 日から 34 年 3 月 12 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 9 日まで A 社、同年 11 月 14 日から 34 年 3 月 12 日まで B 社及び同年 4 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで C 社の厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所から上記の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金支給済期間であるとの回答を受けた。

私は、家庭の事情により 4 年 8 か月勤めた C 社を退社したが、師走の忙しい時期であったことから、同社からは退職金も一切受け取っておらず、失業保険の手続もしてもらえなかったため、その後、何度か同社に足を運び、年金手帳をもらいに行ったが返してもらえなかった。

年金を受給するようになったときに脱退手当金支給済みの期間があることを知り、大変驚いた。

私は、脱退手当金を一切受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入期間は脱退手当金支給済期間との回答があった。退職にあたり金銭の授受は一切無く、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人とその前後の計 113 名のうち、申立人が資格を喪失した昭和 41 年の前後 3 年間（昭和 40 年度から 42 年度まで）のうちに資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ直後に再就職をしていない 18 名（申立人を含む。）について、その支給記録を調査したところ、申立人を含む 13 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち申立人を含む 10 名については、資格喪失日から 10 か月以内に支給されていることから、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から28年4月11日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた昭和24年8月1日から28年4月11日までの期間が脱退手当金支給済みとなっているため、厚生年金保険の被保険者期間でなかったものとみなされるとの回答であった。

私は、退職の際に脱退手当金の請求手続きをしたり、社会保険事務所に行ったりした記憶は無い。また、退職時に当該事業所から退職金をもらった記憶も無い。

脱退手当金をもらっているとは考えられないため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「給付種類：脱退手当金」、「支給金額：10,023円」、「支給年月日：昭和28年5月23日」等の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。